

報道関係者 各位

令和7年12月19日

【照会先】

山梨労働局職業安定部職業対策課
職業対策課長 村松 聰
地方障害者雇用担当官 小沢 里枝
(電話) 055-225-2858 (内線461・467)

山梨県における令和7年障害者雇用状況集計結果

厚生労働省山梨労働局（局長 岩崎 充）では、このほど、山梨県内で障害者の雇用義務がある民間企業や公的機関などにおける、令和7年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.5%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。（参考1）

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

〈民間企業〉（法定雇用率2.5%）

- 雇用障害者数及び実雇用率は過去2番目に高い結果となった。
 - ・雇用障害者数は2,268人、前年比-0.7%（-15.5人）減少
 - ・実雇用率2.28%《全国2.41%》、前年比0.09ポイント減少
 - ・法定雇用率達成企業の割合54.5%《全国46.0%》、前年比2.9ポイント低下
 - ・民間企業740社のうち、法定雇用率達成企業は403社、未達成企業は337社
 - ・未達成企業のうち、障害者不足数0.5人～1人の企業（1人不足企業）は247社で、未達成企業に占める割合は73.3%
 - ・未達成企業のうち、障害者を1人も雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）は183社で、未達成企業に占める割合は54.3%

〈公的機関〉（法定雇用率：県の機関及び市町村等2.8%、ただし県教育委員会は2.7%）

- 雇用障害者数及び実雇用率は、市町村等は前年を下回ったが、県の機関及び県教委は前年を上回った。
 - ・県の機関 : 雇用障害者数 159.0人 [142.0人]、実雇用率 3.44% [3.08%]
 - ・県教委 : 雇用障害者数 195.0人 [178.0人]、実雇用率 3.04% [2.74%]
 - ・市町村等 : 雇用障害者数 307.5人 [309.5人]、実雇用率 2.68% [2.84%]

〈地方独立行政法人等〉（法定雇用率2.8%）

- 雇用障害者数は、前年を上回ったが、実雇用率は前年を下回った。
 - ・雇用障害者数 88.5人 [87.5人]、実雇用率2.24% [2.60%]

※ [] は前年の値

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（40.0人以上規模の企業：法定雇用率2.5%）に雇用されている障害者数は2,268.0人で、前年より0.7%（15.5人）減少したが、過去2番目に多い人数となった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は1,251.5人（対前年比0.8%増加）、知的障害者は506.5人（同1.2%増加）、精神障害者は510.0人（同5.8%減少）となった。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は54.5%（前年は57.4%）、実雇用率は2.28%（前年は2.37%）であった。

[第1表、第4表、参考3]

○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者数は、40.0～100人未満企業規模で543.5人（前年は574.0人）、500～1,000人未満で234.5人（同246.5人）と前年より減少したが、100～300人未満で868.0人（同867.0人）、300～500人未満で229.0人（同204.0人）、1,000人以上で393.0人（同392.0人）と、前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、40.0～100人未満で1.86%（前年は2.14%）、100～300人未満で2.42%（同2.46%）、1,000人以上で2.45%（同2.46%）と、前年より減少したが、300～500人未満で2.16%（同2.09%）、500～1,000人未満で2.98%（同2.93%）と、前年より増加した。
なお、500～1000人未満企業規模が法定雇用率を上回っている。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、40.0～100人未満が52.2%（前年は56.1%）、100～300人未満が60.5%（同61.1%）、500～1,000人未満が50.0%（同64.3%）と、1,000人以上は42.9%（57.1%）と前年を下回ったが、300～500人未満が48.3%（同44.4%）と、前年を上回った。

[第2表、参考4]

○ 産業別の状況

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者数は、「農, 林, 漁業」が2.0人、「建設業」が35.0人、「製造業」が815.5人、「電気・ガス・熱供給・水道業」が5.0人、「情報通信業」が32.0人、「運輸業, 郵便業」が84.5人、「卸売業, 小売業」が292.5人、「金融業, 保険業」が93.5人、「不動産業, 物品賃貸業」が7.0人、「学術研究, 専門・技術サービス業」が8.0人、「宿泊業, 飲食サービス業」が90.0人、「生活関連サービス業, 娯楽業」が87.0人、「教育, 学習支援業」が36.0人、「医療, 福祉」が476.0人、「複合サービス事業」が33.5人、「サービス業」が170.5人となっており、このうち、「電気・ガス・熱供給・水道業」が前年と同数であり、「農, 林, 漁業」、「建設業」、「製造業」、「運輸業, 郵便業」、「卸売業, 小売業」、「金融業, 保険業」、「不動産業, 物品賃貸業」、「学術研究, 専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業, 娯楽業」、「教育, 学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス業」が前年よりも増加した。
- ・ 産業別の実雇用率では、「卸売業, 小売業」(2.30%)、「金融業, 保険業」(2.35%)、「宿泊業, 飲食サービス業」(2.58%)、「生活関連サービス業, 娯楽業」(3.06%)、「医療, 福祉」(2.64%)、「サービス業」(2.31%)の6業種で、民間企業全体の実雇用率2.28%を上回っている。

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 令和7年の法定雇用率未達成企業は337社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）は247社であり、未達成企業の73.3%を占めている。
- ・ また、障害者を1人も雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）は183社であり、未達成企業に占める割合は、54.3%となっている。

[第5表]

2 公的機関における在職状況

- ・ 地方公共団体の法定雇用率(2.8%)が適用される機関(36.0人以上規模の機関)に在職している障害者数は466.5人、実雇用率は2.9%であった。
さらに、法定雇用率を達成している機関は35機関中29機関、達成割合は82.9%（全国70.7%）となっている。
- ・ このうち市町村等については、在職している障害者数は307.5人、実雇用率は2.68%であり、法定雇用率を達成している機関は32機関中26機関、達成割合は81.3%となっている。
- ・ 県の機関については、在職している障害者数は159.0人、実雇用率は3.44%であり、法定雇用率を達成している機関は3機関中3機関、達成割合は100.0%となっている。
- ・ また、2.7%の法定雇用率が適用される機関（山梨県教育委員会）については、在職している障害者数は195.0人、実雇用率は3.04%となっており、法定雇用率を達成している。

[第7表、第8表]

3 地方独立行政法人等における雇用状況

- ・ 地方独立行政法人等（法定雇用率2.8%）に雇用されている障害者の数は88.5人、実雇用率は2.24%で、法定雇用率を達成している機関は5機関中1機関、達成割合は20.0%となっている。

[第7表、第9表]

4 今後の取組

- ・ 民間企業の実雇用率及び雇用障害者数は、過去2番目の高さを記録したものの実雇用率は、対前年比で0.09ポイント減少し、法定雇用率及び全国の実雇用率には達していない。労働局、ハローワークでは、山梨県及び関係機関と連携し、年間を通じた個別指導を引き続き行う。
特に不足数の大きな企業に対しては、障害者雇入れ計画作成命令（障害者雇用促進法第46条）を行い、早期に法定雇用率を達成するよう指導する。
- ・ 雇用義務のある「障害者雇用が0人」の企業は、未だ全体の24.7%存在する。そのような企業には、経営トップを含む社内理解や障害者が担う職域の拡大等の雇用管理のノウハウにも課題が残されているものと認識しており、こうした企業に対しても障害者の雇用が進められるよう、関係機関とも緊密に連携した取り組みを行う。
- ・ 公的機関については、前年に比べ在職している障害者数は増加しているものの、未だに未達成の機関もある。公的機関は、自ら率先垂範して障害者雇用を実行すべき立場にあることから、労働局、ハローワーク、山梨県及び関係機関と連携を図り、障害者雇用を積極的に推進していく。
- ・ 令和7年4月に除外率※が10ポイント引き下げられ、障害者法定雇用率が令和8年7月から2.7%（3.0%）に引き上げられる。このような中、特に障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している障害者雇用ゼロ企業等に対して、ハローワークと地域の関係機関が連携し、採用の準備段階から採用後の定着まで一貫したチーム支援を実施する。（（ ）内は公的機関）

※除外率制度について

障害者の就業が一般的に困難であると認められる業種について、雇用する労働者数を計算する際に、除外率に相当する労働者数を控除する（障害者の雇用義務を軽減する）措置として設けている制度。業種ごとに除外率を設定している。

1 民間企業における雇用状況（法定雇用率2.5%）

(1) 概況（第1表）

年度	企業数 ①	法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数 (参考1)	③ 障害者の数 1. 重度身体障害者 及び重度知的障 害者 (参考3)	④ 実雇用率 ホ \div (② \times 100)	⑤ 法定雇用率達成 企業の数	⑥ 法定雇用率達成 企業の割合
R.2	621	92,072.0	410	87	895	172
R.3	658	93,089.5	419	77	963	260
R.4	643	93,362.5	414	73	1,033	239

(1) (1) 表の参考及び注)

参考 令和4年以前について
1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

2 ③イ欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、木欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、二欄の「重度以外の身体障害者及び精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、六欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
3 イ、ハ欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、口、二欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

4 ハ欄の精神障害者には、令和5年以降は精神障害者であるすべての短時間労働者を、令和4年までは次のいずれかに該当する者を含む。

① 令和元年6月2日以降に採用された者であること。

② 令和元年6月2日より前に採用された者であること。

5 二欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、参考4に該当しない者である。

年度	企業数 ①	法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数 (注1)	A. 重度身体障害者 及び重度知的障 害者 (注3)	B. 重度身体障害者 重複する重度知的障 害者 (注3)	C. 重度以外の身体 障害者、重度知的障 害者、重度知能障 害者及び精神障 害者 (注3)	D. 重度身体障害 者、重度知的障 害者及び精神障 害者 (注3)	E. 重度身体障害 者、重度知的障 害者及び精神障 害者 (注3)	F. 計 A \times 2+B+C+(D+E) \times 0.5 (注2)	G. うち新規雇用分 (注4)	④ 実雇用率 F \div (② \times 100)	⑤ 法定雇用率達成 企業の数	⑥ 法定雇用率達成 企業の割合
R.5	660	94,623.5	401	247	1,008	136	—	2,125.0	255.0	2.25	401	60.8
R.6	705	96,207.0	424	280	1,040	169	62	2,283.5	253.0	2.37	405	57.4
R.7	740	99,528.0	416	184	1,148	118	90	2,268.0	247.0	2.28	403	54.5

注 1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

2 法令上、③イ欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の「重度以外の身体障害者及び精神障害者である短時間労働者」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については、1人を1カウントとしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。

4 各年度のG欄「うち新規雇用分」は、該当年度の前6月2日から該当年度の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

(2) 障害種別雇用状況

年度	障害者の数 (注1)	②身体障害者の数		③知的障害者の数		④精神障害者の数		
		a. 重度身体障害者 (注4)	b. 重度身体障害者 (注4)	c. 重度以外の身体 障害者 (注4)	d. 重度以外の身体 障害者 (注4)	e. 重度身体障害者 である短時間労 働者 (注4)	f. 計 $a \times 2 + b + c + (d + e) \times 0.5$ (注2) うち新規雇用分 (注3)	g. 重度知的障害者 である短時間労 働者 (注4)
R2	1,888.0	313	57	443	61	—	1,156.5	84.0
R3	2,008.0	306	51	466	85	—	1,171.5	89.0
R4	2,053.5	313	48	467	73	—	1,177.5	108.0
R5	2,125.0	308	54	468	63	—	1,169.5	105.0
R6	2,283.5	330	67	470	68	21	1,241.5	106.0
R7	2,268.0	325	45	509	60	35	1,251.5	101.5

(1) (1) (2)表の注

- 注 1 ①欄の「障害者の数」とは②③④ f 欄の計である。
- 2 ②③ a 欄の重度障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、②③ f 欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 法令上、②③ d 欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに②③④ e 欄の重度身体障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④ f 欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、②③ b 欄及び④ d 欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントとしている。
- 4 ②③の a c 欄及び④の c 欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、②③の b d 欄及び④の d 欄は1週間の所定労働時間が20時間未満の労働者、②③④の e 欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。
- 5 各年度の②③④ g 欄「うち新規雇用分」は、該当年度の前年6月2日から該当年度の6月1日までの1年間に新規に雇入れられた障害者数である。

令和4年度以前

- 6 ④ h 欄の労働者は、令和5年以降は精神障害者であるすべての短時間労働者、令和4年までは次のいずれかに該当する者を含む。

- ① 令和元年6月2日以降に採用された者であること。
 ② 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 7 ④ 欄の令和4年度までの計算は、f. 計 $c + (d - h) \times 0.5 + h$

(2) 企業規模別の雇用状況（第2表）

区分	① 企業数 総頭数	② 法定雇用障害者数 の労働者数 (注1)	A、 B、 C. 重度 身体障害 者、重 度知 的障 害者 (注3)	D、 重度 身体障害 者、重 度知 的障 害者 (注3)	E、 重度 身体障害 者、重 度知 的障 害者 (注3)	F、 計 G. △新規雇用 分 (注4)	④ 雇用率 $F \div (2) \times 100$	⑤ 法定雇用率 成企業の数 (注5)	⑥ 法定雇用率達 成企業の割合 (注6)			
企業 規模	企業 数	法定雇用障害者数 の労働者数 (注1)	A、 B、 C. 重度 身体障害 者、重 度知 的障 害者 (注3)	D、 重度 身体障害 者、重 度知 的障 害者 (注3)	E、 重度 身体障害 者、重 度知 的障 害者 (注3)	F、 計 G. △新規雇用 分 (注4)	雇用率 $F \div (2) \times 100$	法定雇用率 成企業の数 (注5)	法定雇用率達 成企業の割合 (注6)			
40.0~ 100人未満	469	29,202.5	81	67	281	43	24	543.5	59.0	1,86	245	52.2
100~ 300人未満	223	35,798.5	152	72	451	49	33	868.0	120.0	2,42	135	60.5
300~ 500人未満	29	10,604.0	42	18	118	6	12	229.0	23.5	2.16	14	48.3
500~ 1,000人未満	12	7,866.5	51	16	106	5	5	234.5	18.0	2.98	6	50.0
1,000人以上	7	16,056.5	90	11	192	4	16	393.0	26.5	2.45	3	42.9

注 1(1)①の表と同じ

区分		①障害者の数		②身体障害者の数		③知的障害者の数		④精神障害者の数	
		障害者の数 (注1)	重度身体障害者 (注4)	a. 重度身体障害者 (注4)	b. 重度身体障害者 (注4)	c. 重度以外の身体障害者 (注4)	d. 重度以外の身体障害者 (注4)	e. 重度身体障害者 で在宅の短期労働者 (注4)	f. 計 $a \times 2 + b + c + (d+e) \times 0.5$ (注2)
規格計	2,268.0	325人	45人	509人	60人	35人	1,251.5人	101.5人	91人
40.0～100.0未満	543.5	72人	14人	158人	19人	9人	330.0人	9人	274人
100～300人未満	868.0	108人	18人	184人	28人	10人	437.0人	8人	58人
300～500人未満	229.0	38人	8人	36人	3人	6人	124.5人	4人	21人
500～1,000人未満	234.5	37人	2人	47人	7人	2人	127.5人	14人	24人
1,000人以上	393.0	70人	3人	84人	3人	8人	232.5人	20人	49人

(4)精神障害者の数

区分	重度知的障害者 である特定短時間労働者 (注4)	重度以外の知能障害者 である特定短時間労働者 (注4)	精神障害者 である短時間労働者 (注4)	精神障害者 である特定短時間労働者 (注4)	精神障害者 である短時間労働者 (注4)	精神障害者 である特定短時間労働者 (注4)	精神障害者 である短時間労働者 (注4)	精神障害者 である特定短時間労働者 (注4)	精神障害者 である短時間労働者 (注4)
規格計	52.0人	506.5人	365人	121人	48人	510.0人	93.5人	541.5人	109.5人
40.0～100.0未満	37.5人	500.5人	333人	190人	37人	412人	93.5人	176.5人	109.5人
100～300人未満	228.0人	228.0人	131人	153人	21人	212.5人	193.5人	151.0人	193.5人
300～500人未満	228.0人	228.0人	131人	153人	21人	212.5人	193.5人	151.0人	193.5人
500～1,000人未満	228.0人	228.0人	131人	153人	21人	212.5人	193.5人	151.0人	193.5人
1,000人以上	228.0人	228.0人	131人	153人	21人	212.5人	193.5人	151.0人	193.5人

392.0

(3)産業別の雇用状況(第3表)

区 分	① 企業数	② 法定雇用事業者数の算定の基礎となる労働者(注1)	③障害者の数			F. 計 A×2+B+C+(D+E)×0.5 (注2)	実雇用率 F÷②×100	④ 法定雇用率達成企業の数	⑤ 法定雇用率達成企業の割合 企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)				
産業計	740	99,528.0 (96,207.0)	416 (424)	184 (280)	1,148 (1,040)	118 (169)	90 (62)	2,268.0 (2,283.5)	247.0 (253.0)
農、林、漁業	4 (4)	208.0 (216.5)	- (-)	- (-)	2 (-)	- (-)	2.0 (-)	- (-)	0.96 (-)
鉱業、採石業、砂利採取業	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
建設業	32 (26)	2,417.5 (1,907.0)	10 (8)	- (-)	15 (13)	- (-)	- (-)	35.0 (29.0)	3.0 (-)
製造業	213 (210)	36,253.5 (36,038.5)	166 (177)	38 (42)	431 (404)	19 (22)	10 (5)	815.5 (813.5)	77.0 (68.0)
電気・ガス・熱供給・水道業	3 (3)	258.0 (257.0)	1 (1)	1 (1)	2 (2)	- (-)	- (-)	5.0 (5.0)	1.0 (1.0)
情報通信業	24 (22)	2,925.5 (2,757.0)	8 (8)	1 (4)	14 (16)	1 (1)	1 (1)	32.0 (36.5)	1.09 (4.0)
運輸業、郵便業	42 (35)	4,214.0 (3,707.5)	16 (15)	1 (-)	48 (47)	6 (5)	1 (-)	84.5 (79.5)	6.0 (4.0)
卸売業、小売業	97 (96)	12,718.5 (12,897.5)	51 (45)	32 (40)	138 (129)	16 (23)	25 (19)	292.5 (280.0)	30.5 (23.5)
金融業、保険業	9 (8)	3,977.5 (3,896.5)	23 (20)	4 (7)	42 (42)	2 (2)	1 (1)	93.5 (90.5)	5.0 (12.5)
不動産業、物品賃貸業	5 (6)	454.5 (462.5)	1 (1)	- (1)	5 (1)	- (2)	- (-)	7.0 (5.0)	1.04 (1.0)
学術研究、専門・技術サービス業	9 (8)	698.0 (404.5)	2 (1)	1 (1)	3 (1)	- (-)	- (-)	8.0 (4.0)	2.35 (3.0)
宿泊業、飲食サービス業	34 (27)	3,493.5 (2,934.0)	15 (16)	6 (10)	48 (43)	9 (10)	3 (4)	90.0 (92.0)	10.0 (13.0)
生活関連サービス業、娯楽業	34 (32)	2,842.0 (2,827.5)	19 (23)	6 (6)	39 (31)	2 (5)	6 (1)	87.0 (86.0)	5.0 (3.0)
教育、学習支援業	16 (14)	2,156.0 (1,986.0)	8 (11)	7 (6)	12 (5)	1 (2)	1 (-)	36.0 (34.0)	2.0 (4.5)
医療、福祉	151 (150)	18,000.0 (17,011.5)	67 (66)	81 (149)	218 (198)	52 (93)	34 (25)	476.0 (538.0)	71.0 (82.0)
複合サービス事業	5 (5)	1,543.0 (1,588.5)	8 (7)	- (-)	17 (15)	1 (1)	- (-)	33.5 (29.5)	6.0 (4.0)
サービス業	62 (59)	7,368.5 (7,315.0)	21 (25)	6 (13)	114 (92)	9 (6)	8 (6)	170.5 (161.0)	28.5 (29.5)
								2.17 (2.0)	3 (2.20)
								34 (36)	54.8 (61.0)

②障害種別雇用状況

区 分	障害者の数 (注1)	②身体障害者の数		③知的障害者の数	④精神障害者の数						
		a. 重度身体障害者 (注4)	b. 重度身体障害者 (注4)	c. 重度以外の身体障害者 (注4)	d. 重度以外の身体障害者 (注4)	e. 重度身体障害者 (注4)	f. 重度身体障害者 (注4)	g. 重度知的障害者 (注4)	h. 重度知的障害者 (注4)	i. 重度知的障害者 (注4)	j. 重度知的障害者 (注4)
産業計	2,268.0 (2,283.5)	325 (330)	45 (67)	509 (470)	60 (68)	35 (21)	1,251.5 (1,241.5)	101.5 (106.0)	91 (94)	18 (23)	274 (237)
農、林、漁業	2.0 (-)	- (-)	- (-)	1 (-)	- (-)	1 (-)	1.0 (-)	- (-)	1 (-)	- (-)	1.0 (-)
鉱業、採石業、砂利採取業	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
建設業	35.0 (29.0)	10 (8)	- (-)	12 (11)	- (-)	- (-)	32.0 (27.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
製造業	815.5 (813.5)	126 (131)	14 (18)	195 (189)	12 (9)	4 (1)	469.0 (486.0)	40 (40)	2 (4)	118 (97)	7 (13)
電気・ガス・熱供給・水道業	5.0 (5.0)	1 (1)	- (-)	1 (1)	- (-)	- (-)	3.0 (3.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
情報通信業	32.0 (36.5)	8 (8)	1 (3)	8 (8)	1 (-)	1 (1)	26.0 (27.5)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
運輸業、郵便業	84.5 (79.5)	15 (14)	- (-)	31 (30)	4 (2)	- (-)	63.0 (59.0)	1 (1)	1 (-)	9 (8)	2 (3)
卸売業、小売業	292.5 (280.0)	35 (27)	8 (12)	48 (44)	9 (12)	11 (8)	136.0 (120.0)	16 (18)	7 (7)	54 (46)	7 (11)
金融業、保険業	93.5 (90.5)	20 (19)	- (-)	20 (17)	1 (2)	- (-)	60.5 (56.0)	3 (1)	1 (2)	4 (6)	2 (6)
不動産業、物品販賣業	7.0 (5.0)	1 (1)	- (-)	3 (2)	- (-)	- (-)	5.0 (4.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
学術研究、専門、技術サービス業	8.0 (4.0)	2 (1)	1 (1)	3 (13)	- (-)	- (-)	8.0 (4.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
宿泊業、飲食サービス業	90.0 (92.0)	12 (12)	1 (2)	16 (11)	4 (6)	1 (1)	43.5 (40.5)	3 (4)	2 (4)	18 (16)	5 (4)
生活関連サービス業、娯楽業	87.0 (86.0)	5 (9)	3 (2)	18 (13)	- (-)	3 (1)	32.5 (33.5)	14 (14)	1 (3)	12 (14)	2 (3)
教育、学習支援業	36.0 (34.0)	6 (9)	3 (2)	7 (2)	- (1)	- (-)	22.0 (22.5)	2 (2)	- (-)	1 (1)	1 (1)
医療、福祉	476.0 (558.0)	55 (52)	10 (22)	79 (30)	21 (8)	11 (232.0)	215.0 (22.5)	12 (2)	4 (2)	33 (14)	31 (3)
複合サービス事業	33.5 (29.5)	8 (7)	- (-)	9 (8)	1 (1)	- (-)	25.5 (22.5)	- (-)	2 (1)	- (-)	2.0 (1.0)
サービス業	170.5 (161.0)	21 (25)	4 (6)	58 (46)	7 (3)	4 (1)	109.5 (104.0)	- (-)	22 (18)	2 (3)	-23.0 (19.5)

(3) 製造業における雇用状況(概況)

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数 の算定の基礎となる労働者 (注1)	A. 重度身体障害者 及び重度知的障害者 (注3)	B. 重度身体障害者 及び重度知的障害者 の算定の基礎となる労働者 (注3)	C. 重度以外の身体障 害者、知的障害者及 び精神障害者であ る短時間労働者 (注3)	D. 重度以外の身体障 害者、知的障害者及 び精神障害者であ る短時間労働者 (注4)	③ 障害者の数			F. 計 A×2+B+C+(D+E)×0.5 (注2)	G. うち新規雇用分 (注4)	④ 雇用率 F÷②×100 (注2)	⑤ 法定雇用率達成企 業の数	⑥ 法定雇用率達成企 業の割合
							E. 重度身体障害者 及び精神障害者であ る特定短時間労働 者 (注3)	F. 計 A×2+B+C+(D+E)×0.5 (注2)	G. うち新規雇用分 (注4)					
製造業計	213	36,253.5	166	38	431	19	10	815.5	77.0	2.25	129	60.6	60.6	
09 食料品	28	7,161.0	28	12	93	6	5	166.5	15.5	2.33	19	67.9	67.9	
10 飲料・たばこ・飼料	7	782.5	3	2	6	-	-	14.0	-	1.79	4	57.1	57.1	
11 繊維工業	2	207.0	1	-	2	1	-	4.5	-	2.17	2	100.0	100.0	
14 バレブ・紙・紙加工品	5	563.0	2	2	8	-	-	14.0	1.0	2.49	4	80.0	80.0	
16 化学工業	8	1,194.5	7	-	8	1	-	22.5	1.0	1.88	5	62.5	62.5	
18 プラスチック製品(別掲を除く)	11	1,076.0	3	-	17	-	-	23.0	2.0	2.14	8	72.7	72.7	
21 烟草・土石製品	5	549.5	1	-	4	-	-	6.0	-	1.09	2	40.0	40.0	
23 非鉄金属	4	397.0	4	1	13	-	-	22.0	5.0	5.54	3	75.0	75.0	
24 金属製品	19	2,043.5	4	-	33	2	-	42.0	7.0	2.06	13	68.4	68.4	
25 はん用機械器具	7	725.0	1	1	5	2	-	9.0	3.0	1.24	2	28.6	28.6	
26 生産用機械器具	15	2,188.5	25	1	29	-	-	80.0	3.0	3.66	8	53.3	53.3	
27 業務用機械器具	7	529.5	1	1	5	-	-	8.0	1.0	1.51	3	42.9	42.9	
28 電子部品・デバイス・電子回路	18	10,307.5	50	9	112	3	1	223.0	18.0	2.16	9	50.0	50.0	
29 電気機械器具	31	3,611.0	14	3	39	-	-	71.0	6.5	1.97	17	54.8	54.8	
30 情報通信機械器具	6	957.0	6	1	12	-	-	25.0	4.0	2.61	5	83.3	83.3	
31 輸送用機械器具	16	2,202.5	9	1	31	3	1	52.0	5.5	2.36	11	68.8	68.8	
その他	24	1,758.5	7	4	14	1	1	33.0	4.5	1.88	14	58.3	58.3	
	(24)	(1,778.5)	(6)	(5)	(16)	(2)	(1)	(34.5)	(3.0)	(1.94)	(15)	(62.5)	(62.5)	

注 1 (1) ①の表と同じ

その他の区分: 12. 13. 15. 17. 19. 20. 22. 32

④製造業における雇用状況（障害種別）

区分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数						
		a. 重度身体障 害者 (注4)	b. 重度身体障 害者である 短時間労働 者 (注4)	c. 重度以外の 身体障害者 (注4)	d. 重度以外の 身体障害者 である短時 間労働者 (注4)	e. 重度身体障 害者 (注1)	f. 重度身体障 害者 (注1)	a. 重度身体障 害者 (注1)	b. 重度身体障 害者である 短時間労働 者 (注4)	c. 重度以外の 身体障害者 (注4)	d. 重度以外の 身体障害者 である短時 間労働者 (注4)	e. 重度身体障 害者 (注1)	f. 重度身体障 害者 (注1)	a. 重度身体障 害者 (注1)	b. 重度身体障 害者である 短時間労働 者 (注4)	c. 重度以外の 身体障害者 (注4)	d. 重度以外の 身体障害者 である短時 間労働者 (注4)	e. 重度身体障 害者 (注1)	f. 重度身体障 害者 (注1)	
製造業計	815.5 (813.5)	126 (137)	14 (18)	195 (189)	12 (9)	4 (1)	469.0 (486.0)	40 (40)	2 (4)	118 (97)	7 (13)	3 (-)	205.0 (187.5)	118 (118)	22 (20)	3 (4)	141.5 (140.0)	f. 重度身体障 害者 (注1)		
09 食料品	166.5 (158.5)	11 (14)	7 (8)	22 (20)	3 (2)	3 (-)	54.0 (57.0)	17 (16)	- (-)	42 (35)	3 (10)	2 (-)	78.5 (72.0)	29 (26)	5 (3)	- (1)	34.0 (29.5)	g. 重度身体障 害者 (注1)		
10 飲料・たばこ・飼料	14.0 (18.0)	2 (2)	- (-)	3 (5)	- (-)	- (-)	7.0 (9.0)	1 (1)	- (-)	1 (2)	- (-)	- (-)	3.0 (4.0)	2 (3)	2 (2)	- (-)	4.0 (5.0)	h. 重度身体障 害者 (注1)		
11 繊維工業	4.5 (4.5)	1 (1)	- (-)	1 (1)	- (-)	- (-)	3.5 (3.5)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1.0 (1.0)	i. 重度身体障 害者 (注1)	
14 パリフ・紙・紙加工品	14.0 (12.0)	2 (1)	- (-)	4 (4)	- (-)	- (-)	8.0 (6.0)	- (-)	- (-)	3 (3)	- (-)	- (-)	3.0 (3.0)	1 (1)	2 (2)	- (-)	- (-)	3.0 (3.0)	j. 重度身体障 害者 (注1)	
16 化学工業	22.5 (25.5)	6 (6)	- (-)	6 (8)	1 (1)	- (-)	18.5 (20.5)	1 (1)	- (-)	1 (1)	- (-)	- (-)	3.0 (4.0)	1 (1)	- (-)	- (-)	- (-)	1.0 (1.0)	k. 重度身体障 害者 (注1)	
18 プラスチック製品（別掲を除く）	23.0 (19.0)	2 (2)	- (-)	7 (6)	- (-)	- (-)	11.0 (10.0)	1 (1)	- (-)	7 (5)	- (-)	- (-)	9.0 (7.0)	3 (3.0)	- (2)	- (-)	- (-)	3.0 (3.0)	l. 重度身体障 害者 (注1)	
21 窯業・土石製品	6.0 (3.0)	1 (1)	- (-)	2 (-)	- (-)	- (-)	4.0 (2.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	2 (4.0)	- (1)	- (-)	- (-)	- (-)	2.0 (1.0)	m. 重度身体障 害者 (注1)
23 非鉄金属	22.0 (19.0)	4 (4)	1 (-)	8 (8)	- (-)	- (-)	17.0 (16.0)	- (-)	- (-)	3 (2)	- (-)	- (-)	3.0 (2.0)	2 (1)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	2.0 (2.0)	n. 重度身体障 害者 (注1)
24 金属製品	42.0 (36.5)	3 (3)	- (-)	17 (14)	2 (1)	- (-)	24.0 (21.5)	1 (1)	- (-)	5 (4)	- (-)	- (-)	5 (6.0)	- (9)	11 (6.0)	- (-)	- (-)	- (-)	11.0 (9.0)	o. 重度身体障 害者 (注1)
25 はん用機械器具	9.0 (4.0)	1 (1)	- (-)	3 (1)	- (-)	- (-)	5.0 (3.0)	- (-)	- (-)	2 (1)	- (-)	- (-)	1.0 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	3.0 (1.0)	p. 重度身体障 害者 (注1)
26 生産用機械器具	80.0 (89.0)	14 (16)	1 (1)	9 (11)	- (-)	- (-)	38.0 (44.0)	11 (11)	- (-)	7 (6)	- (-)	- (-)	29.0 (28.0)	13 (17)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	13.0 (17.0)	q. 重度身体障 害者 (注1)
27 業務用機械器具	8.0 (10.0)	1 (1)	- (-)	4 (6)	- (-)	- (-)	6.0 (8.0)	- (-)	- (-)	1 (1)	- (-)	- (-)	2.0 (1.0)	1 (1)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	r. 重度身体障 害者 (注1)
28 電子部品・デバイス・電子回路	223.0 (239.5)	45 (55)	3 (6)	67 (63)	1 (1)	- (-)	162.0 (179.5)	5 (4)	1 (1)	24 (21)	- (-)	- (-)	35.0 (30.0)	21 (25)	5 (5)	- (-)	- (-)	- (-)	26.0 (30.0)	s. 重度身体障 害者 (注1)
29 電気機械器具	71.0 (65.0)	13 (12)	1 (1)	14 (12)	- (-)	- (-)	41.0 (37.0)	1 (1)	- (-)	11 (10)	- (-)	- (-)	13.5 (12.0)	14 (14)	2 (2)	1 (1)	- (-)	- (-)	16.5 (16.0)	t. 重度身体障 害者 (注1)
30 情報通信機器具	25.0 (26.0)	6 (6)	- (-)	4 (6)	- (-)	- (-)	16.0 (18.0)	- (-)	- (-)	4 (2)	- (-)	- (-)	4.0 (3.5)	4 (2)	1 (1)	- (-)	- (-)	- (-)	5.0 (4.5)	u. 重度身体障 害者 (注1)
31 輸送用機械器具	52.0 (49.5)	7 (7)	- (-)	16 (15)	2 (2)	- (-)	31.0 (30.0)	2 (3)	- (-)	9 (6)	1 (1)	- (-)	13.5 (12.5)	6 (6)	1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	7.5 (7.0)	v. 重度身体障 害者 (注1)
その他	33.0 (34.5)	7 (5)	1 (1)	8 (9)	- (-)	- (-)	23.0 (21.0)	- (-)	- (-)	1 (1)	- (-)	- (-)	0.5 (2.5)	6 (1)	3 (2.5)	1 (1)	- (-)	- (-)	9.5 (11.0)	w. 重度身体障 害者 (注1)

注 1 (1) ②の表と同じ
その他の区分：12. 13. 15. 17. 19. 20. 22. 32

(4) 民間企業における雇用状況の推移（第4表）

年	障害者の数(人)	対前年増減	実雇用率(%)	法定雇用率達成企業の割合(%)	(各年6月1日現在)	
					対前年増減	対前年増減
平成 5	885	△ 5	1.58	55.2	1.9	
6	868	△ 17	1.56	56.2	1.0	
7	884	△ 5	1.56	53.2	△ 3.0	
8	860	△ 24	1.52	50.8	△ 2.4	
9	865	5	1.52	52.1	1.3	
10	924	59	1.55	49.4	△ 2.7	
11	925	1	1.52	45.8	△ 3.6	
12	915	△ 10	1.50	47.0	1.2	
13	914	△ 1	1.49	46.0	△ 1.0	
14	877	△ 37	1.48	47.5	1.5	
15	834	△ 43	1.45	47.4	△ 0.1	
16	939	105	1.47	51.2	3.8	
17	955	16	1.50	49.9	△ 1.3	
18	1,018	63	1.55	49.1	△ 0.8	
19	1,082	64	1.62	52.3	3.2	
20	1,057.5	△ 24	1.52	47.4	△ 4.9	
21	1,108.0	50.5	1.61	51.3	3.9	
22	1,136.0	28.0	1.67	49.6	△ 1.7	
23	1,279.0	143.0	1.67	48.7	△ 0.9	
24	1,258.5	△ 20.5	1.69	52.7	4.0	
25	1,344.0	85.5	1.70	46.3	△ 6.4	
26	1,442.0	98.0	1.79	51.5	5.2	
27	1,541.0	99.0	1.83	55.8	4.3	
28	1,645.5	104.5	1.92	56.3	0.5	
29	1,709.0	63.5	1.95	57.7	1.4	
30	1,851.5	142.5	1.99	53.5	△ 4.2	
合和 元	1,867.0	15.5	2.03	56.0	2.5	
2	1,888.0	21.0	2.05	56.2	0.2	
3	2,008.0	120.0	2.16	57.3	1.1	
4	2,053.5	45.5	2.20	58.6	1.3	
5	2,125.0	71.5	2.25	60.8	2.2	
6	2,283.5	158.5	2.37	57.4	△ 3.4	
7	2,268.0	△ 15.5	2.28	△ 0.09	△ 2.9	

注1
障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

～昭和62年

昭和63年～平成4年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者

平成5年～平成17年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
精神障害者、
重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者

（精神障害者では0.5カウント）

平成23年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
精神障害者、
重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者

（精神障害者では0.5カウント）

平成30年から令和4年までは、精神障害者並びに精神障害者並びに精神障害者である短時間労働者は0.5カウント（※）

※ 平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のい、すれかに該当する者についてのみ、1人分とカウントしていく。

①報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

②報告年の3年前の年に属する6月2日以前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を

取得したこと

合和5年以降は、精神障害者である短時間労働者については、1人分とカウントしている。

令和6年以降

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）

知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）

精神障害者、
重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者（0.5カウント）

重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者（0.5カウント）

(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数 (第5表)

区分	① 法定雇用率 未達成企業 の数	②不足数					③ 障害者の 数が0人で ある企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上	
規模計	337 (100.0%)	247 (73.3%)	58 (17.2%)	16 (4.7%)	10 (3.0%)	6 (1.8%)	183 (54.3%)
40～100人未満	224 (100.0%)	209 (93.3%)	15 (6.7%)	— —	— —	— —	177 (79.0%)
100～300人未満	88 (100.0%)	32 (36.4%)	35 (39.8%)	15 (17.0%)	4 (4.5%)	2 (2.3%)	6 (6.8%)
300～500人未満	15 (100.0%)	2 (13.3%)	6 (40.0%)	1 (6.7%)	5 (33.3%)	1 (6.7%)	0 —
500～1,000人未満	6 (100.0%)	3 (50.0%)	1 (16.7%)	— —	1 (16.7%)	1 (16.7%)	0 —
1,000人以上	4 (100.0%)	1 (25.0%)	1 (25.0%)	— —	— —	2 (50.0%)	0 —

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

3 構成比の%は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、個々の集計値の合計は必ずしも100%とならない場合がある。

(6) 身体障害者の部位別雇用状況(第6表)

① 概況

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は平衡機能障害者	音声・言語・そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
民間企業	人 (62)	人 (105)	人 (12)	人 (454)	人 (322)	人 (955)

注 「身体障害者計」欄には、種類別の身体障害者数について未記入の場合は含まれない。

② 企業規模別の雇用状況

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は平衡機能障害者	音声・言語・そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
40～100人未満	人 (16)	人 (27)	人 (2)	人 (125)	人 (81)	人 (251)
100～300人未満	人 (32)	人 (28)	人 (7)	人 (168)	人 (116)	人 (351)
300～500人未満	人 (2)	人 (11)	人 (-)	人 (34)	人 (39)	人 (86)
500～1000人未満	人 (5)	人 (15)	人 (2)	人 (46)	人 (31)	人 (99)
1,000人以上	人 (7)	人 (24)	人 (1)	人 (81)	人 (55)	人 (168)

注 1(6)①の表と同じ。

③ 産業別の雇用状況

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は平衡機能障害者	音声・言語・そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
農、林、漁業	人 (-)	人 (-)	人 (-)	人 (-)	人 (-)	人 (-)
鉱業、採石業、砂利採取業	人 (-)	人 (-)	人 (-)	人 (-)	人 (-)	人 (-)
建設業	人 (-)	人 (2)	人 (-)	人 (9)	人 (8)	人 (19)
製造業	人 (19)	人 (60)	人 (4)	人 (157)	人 (113)	人 (353)
電気・ガス・熱供給・水道業	人 (-)	人 (-)	人 (-)	人 (2)	人 (-)	人 (2)
情報通信業	人 (-)	人 (1)	人 (-)	人 (8)	人 (11)	人 (20)
運輸業、郵便業	人 (-)	人 (3)	人 (-)	人 (30)	人 (13)	人 (46)
卸売業、小売業	人 (7)	人 (7)	人 (2)	人 (42)	人 (45)	人 (103)
金融業、保険業	人 (2)	人 (4)	人 (-)	人 (22)	人 (10)	人 (38)
不動産業、物品賃貸業	人 (-)	人 (-)	人 (1)	人 (-)	人 (2)	人 (3)
学術研究、専門・技術サービス業	人 (-)	人 (-)	人 (1)	人 (2)	人 (-)	人 (3)
宿泊業、飲食サービス業	人 (6)	人 (5)	人 (1)	人 (9)	人 (11)	人 (32)
生活関連サービス業、娯楽業	人 (3)	人 (4)	人 (-)	人 (10)	人 (9)	人 (26)
教育、学習支援業	人 (-)	人 (1)	人 (-)	人 (6)	人 (7)	人 (14)
医療、福祉	人 (22)	人 (14)	人 (2)	人 (108)	人 (53)	人 (199)
複合サービス事業	人 (1)	人 (-)	人 (-)	人 (8)	人 (7)	人 (16)
サービス業	人 (2)	人 (4)	人 (1)	人 (41)	人 (33)	人 (81)

注 1(6)①の表と同じ。

2 公的機関等の障害者雇用状況

概況（第7表）

1 山梨労働局管内の地方公共団体のうち県の機関、市町村等の機関で法定雇用率2.8%が適用となる機関の障害者の在職状況

(各年6月1日現在)

機関数	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (注1)	② 障害者の数 (注2)	③ 実雇用率	法定雇用率達成機関				
				全国実雇用率	機関数	割合		
令和5年	36	15,628.5	440.0	2.82	2.70	28	77.8	78.6
令和6年	36	15,500.0	451.5	2.91	2.81	30	83.3	72.3
令和7年	35	16,084.0	466.5	2.90	2.76	29	82.9	70.7

2 山梨労働局管内の地方公共団体である県教育委員会等の法定雇用率2.7%が適用となる機関の障害者の在職状況

(各年6月1日現在)

機関数	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (注1)	② 障害者の数 (注2)	③ 実雇用率	法定雇用率達成機関				
				全国実雇用率	機関数	割合		
令和5年	1	6,463.5	173.5	2.68	2.34	1	100.0	67.4
令和6年	1	6,491.0	178.0	2.74	2.43	1	100.0	53.8
令和7年	1	6,425.0	195.0	3.04	2.31	1	100.0	42.6

【参考】県の機関（教育委員会含む）、市町村等における障害部位別の雇用身体障害者数

※実人数

計	視覚障害		聴覚又は平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由				
	視力障害	視野障害			上肢不自由	下肢不自由	体幹機能障害	上肢機能障害	移動機能障害
324	13	7	15	1	3	45	97	11	9

内部障害							
心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	小腸機能障害	免疫機能障害	肝臓機能障害	
65	35	4	12	0	0	3	

3 山梨労働局管内の地方独立行政法人等の法定雇用率2.8%が適用となる機関の障害者の雇用状況

(各年6月1日現在)

機関数	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (注1)	② 障害者の数 (注2)	③ 実雇用率	法定雇用率達成機関				
				全国実雇用率	機関数	割合		
令和5年	5	3,308.0	80.5	2.43	2.76	3	60.0	83.5
令和6年	5	3,364.5	87.5	2.60	2.85	2	40.0	76.4
令和7年	5	3,951.5	88.5	2.24	2.67	1	20.0	66.0

【参考】独立行政法人等における障害部位別の雇用身体障害者数 ※実人数

計	視覚障害	聴覚又は平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害
30	3	2	1	14	10

注1 P17 注1に同じ

注2 P17 注2に同じ

1 山梨労働局管内の地方公共団体の令和7年6月1日現在における機関別の障害者任免状況 (第8表)

(1) 市町村等の機関(法定雇用率2.8%)

32機関(うち達成機関(注3) 26機関、未達成機関6機関、達成機関割合81.3%)

	※ 特例 認定	① 法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる職員数 (注1)	② 障害者の 数 (注2)	③ 実雇用率	④ 不足数 (注3)	備 考
市町村等の合計		11,464.0	307.5	2.68	10.5	
甲府市(特例認定)	○	2,202.5	63.5	2.88	0.0	
富士吉田市		603.5	17.0	2.82	0.0	
富士吉田市教委		129.0	2.0	1.55	1.0	令和7年12月1日現在達成
甲州市(特例認定)	○	494.5	9.0	1.82	4.0	
都留市		501.0	14.0	2.79	0.0	
都留市教委		122.5	3.0	2.45	0.0	
山梨市(特例認定)	○	569.0	16.0	2.81	0.0	
大月市		241.5	6.0	2.48	0.0	
大月市教委		66.5	2.0	3.01	0.0	
韮崎市		427.5	11.5	2.69	0.0	
韮崎市教委		79.5	2.5	3.14	0.0	
南アルプス市(特例認定)	○	921.0	25.0	2.71	0.0	
甲斐市(特例認定)	○	880.5	25.0	2.84	0.0	
笛吹市(特例認定)	○	486.0	13.0	2.67	0.0	
北杜市(特例認定)	○	750.0	18.5	2.47	2.5	
上野原市(特例認定)	○	282.5	8.0	2.83	0.0	
中央市(特例認定)	○	412.0	12.0	2.91	0.0	
市川三郷町(特例認定)	○	303.5	8.0	2.64	0.0	
富士川町		168.0	4.0	2.38	0.0	
早川町		47.0	1.0	2.13	0.0	
身延町(特例認定)	○	237.0	4.5	1.90	1.5	
南部町		94.0	2.0	2.13	0.0	
昭和町(特例認定)	○	245.5	7.0	2.85	0.0	
西桂町		84.0	1.0	1.19	1.0	
忍野村		126.0	4.0	3.17	0.0	
山中湖村		114.0	3.0	2.63	0.0	
富士河口湖町		176.0	5.0	2.84	0.0	
鳴沢村		70.0	2.0	2.86	0.0	
甲府市上下水道局		157.0	3.5	2.23	0.5	令和7年12月1日現在達成
身延町早川町国民健康保険 病院一部事務組合		123.0	4.0	3.25	0.0	
峡南医療センター企業団		284.0	7.5	2.64	0.0	
甲州市勝沼ぶどうの丘		66.0	3.0	4.55	0.0	

※特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

注1.2.3 P17 注1.2.3に同じ

(2) 山梨県の機関（法定雇用率2.8%）

3機関(うち達成機関(注3) 3機関、未達成機関 0機関、達成機関割合100.0%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)	② 障害者の数(注2)	③ 実雇用率	④ 不足数(注3)	備 考
合 計	4,620.0	159.0	3.44	0.0	
山梨県知事部局	4,066.5	138.0	3.39	0.0	
山梨県企業局	70.0	5.0	7.14	0.0	
山梨県警察本部	483.5	16.0	3.31	0.0	

(3) 山梨県の機関（法定雇用率2.7%）

1機関(うち達成機関(注3) 1機関、未達成機関 0機関、達成機関割合100.0%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)	② 障害者の数(注2)	③ 実雇用率	④ 不足数(注3)	備 考
合 計	6,425.0	195.0	3.04	0.0	
山梨県教育委員会	6,425.0	195.0	3.04	0.0	

2 山梨労働局管内の地方独立行政法人等の令和7年6月1日現在における障害者雇用状況（法定雇用率2.8%）

5機関(うち達成機関(注3) 1機関、未達成機関4機関、達成機関割合20.0%) (第9表)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)	② 障害者の数(注2)	③ 実雇用率	④ 不足数(注3)	備 考
合 計	3,951.5	88.5	2.24	19.5	
国立大学法人山梨大学	2,179.0	52.5	2.41	8.5	
公立大学法人山梨県立大学	132.0	0.0	0.00	3.0	
地方独立行政法人山梨県立病院機構	1,313.0	31.0	2.36	5.0	
公立大学法人都留文科大学	172.0	1.0	0.58	3.0	
地方独立行政法人大月市立中央病院	155.5	4.0	2.57	0.0	

注

1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。

また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。さらに、重度以外の身体障害者及び重度以外の知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、令和4年までは短時間職員である精神障害者であって、令和元年6月2日以降に採用された者または令和元年6月2日より前に採用され、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者は、令和5年以降はすべての短時間職員である精神障害者は1人1カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(参考1)

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- | | | |
|---------------|---|-------|
| ○ 民間企業 | 一般の民間企業
（40.0人以上規模の企業） | 2. 5% |
| | 特殊法人等
〔 労働者数36.0人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕 | 2. 8% |
| ○ 国、地方公共団体 | （36.0人以上規模の機関） | 2. 8% |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | （37.5人以上規模の機関） | 2. 7% |

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

- ※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。
- ※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者）については、0.5人分としてカウントされる。

(参考2)

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。

雇用状況報告（毎年6月1日の状況）

（障害者雇用促進法第43条第7項）



雇入れ計画作成命令（2年計画）

翌年1月を始期とする2年間の計画^{※1}を作成するよう、公共職業安定所長が命令を発出（同法第46条第1項）



雇入れ計画の適正実施勧告

計画の実施状況が悪い企業に対し、適正な実施を勧告（計画の1年目12月）（同法第46条第6項）



特別指導

雇用状況の改善が特に遅れている企業に対し、公表を前提とした特別指導を実施（計画期間終了後に9か月間）



企業名の公表

（同法第47条）

不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に對し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

[指導実績]

○ 令和6年度の実績^{※2}

- * 「雇入れ計画作成命令」の発出
- * 雇入れ計画の「適正実施勧告」

0社

1社

○ 雇入れ計画を実施中の企業

1社（令和5年度）

○ 企業名の公表

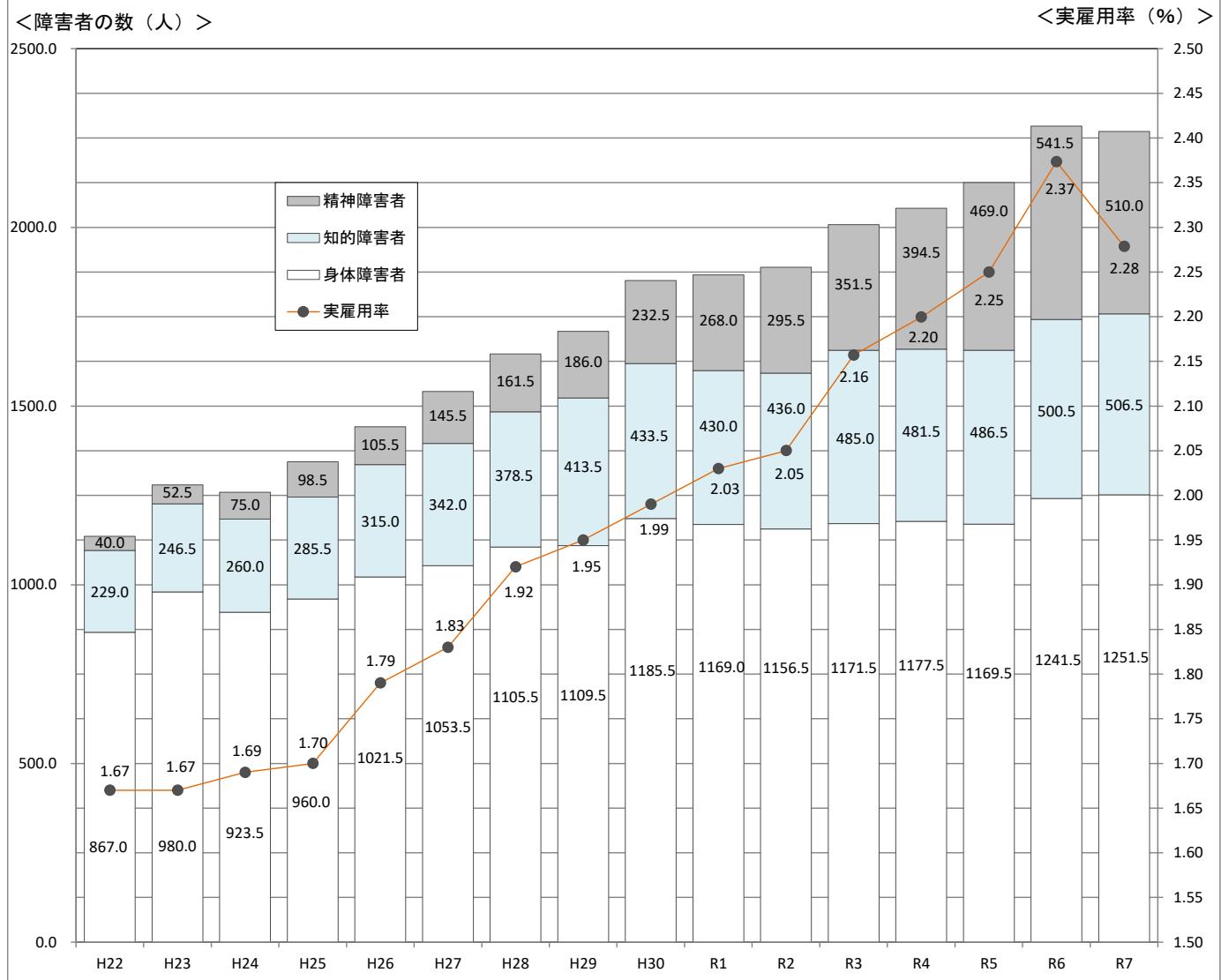
0社

※1 平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

※2 平成30年の障害者不適切計上による公務部門における障害者採用により、影響が生じる可能性があった民間企業への対策として、令和元年度においては、特例的に「行政措置」の猶予を実施しました。

民間企業における障害者の雇用状況(グラフ)

(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



<法定雇用率> 1.8% → 2.0% → 2.2% → 2.3% → 2.5%

注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年から令和2年までは45.5人以上規模、令和3年から令和5年までは43.5人以上規模、令和6年以降は40人以上規模）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年まで 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年～平成22年 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者（精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）

平成23年～令和5年 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者である短時間労働者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者（0.5カウント）（※）

※ 平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人分とカウントしている。
 ① 報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
 ② 報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

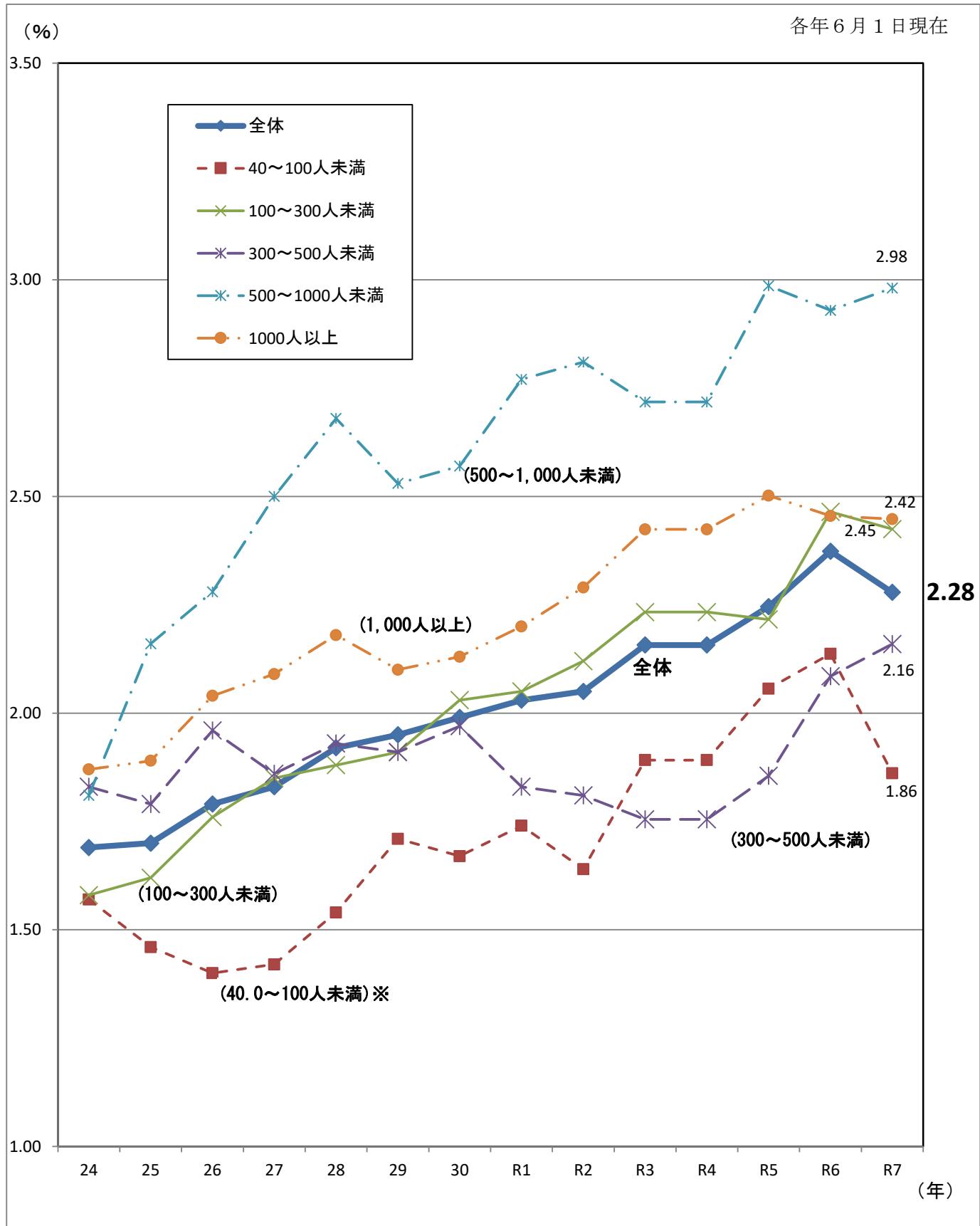
令和5年以降、精神障害者である短時間労働者については、1人分としてカウントしている。

令和6年以降 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者、重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者（0.5カウント）
 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である特定短時間労働者（0.5カウント）

注3：法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年から平成29年までは2.0%、平成30年から令和2年までは2.2%、令和3年から令和5年までは2.3%、令和6年以降は2.5%となっている。

(参考4)

(2) 企業規模別実雇用率



※H24年までは56~100人未満

※H25年からは50~100人未満

※H30年からは45.5~100人未満

※R3年からは43.5~100人未満

※R6年からは40~100人未満